

公 表 第 9 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年5月28日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	佐 藤 晶 二
久留米市監査委員	石 井 俊 一

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和 5 年度

部局名： 農政部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	財務監査	公用車管理事務	公用車管理において、道路交通法で義務付けられた、運転者の運転後の酒気帯びの有無を目視等で確認したことの記録が行われていないものがある。	ご指摘を受けまして、運転後の酒気帯びの有無の確認方法及び記録のとり方について部内職員に通知しました。 今後は適正な事務執行に努めてまいります。
項指摘事	査財務監	契約事務	契約書において、特段の事由もなく、契約の解除要件を限定しており、市にとって不利な内容となっているものがある。	ご指摘を受けまして、改正された関連法令や契約書に盛り込むべき必要な項目を確認しました。 今後は適正な事務執行に努めてまいります。
項指摘事	査財務監	契約事務	契約書において、契約解除の際の違約金徴収に関する規定が不十分なものがある。	ご指摘を受けまして、改正された関連法令や契約書に盛り込むべき必要な項目を確認しました。 今後は適正な事務執行に努めてまいります。
項指摘事	査財務監	契約事務	契約書において、委託期間内に委託業務を履行しなかった場合について、遅延損害金の支払いに関する規定が設けられていないものがある。	ご指摘を受けまして、改正された関連法令や契約書に盛り込むべき必要な項目を確認しました。 今後は適正な事務執行に努めてまいります。
意見	事務監査		卸売市場は、消費動向の変化や市場経由率の低下から取扱量の減少傾向が続いており、今後も使用料収入等が減少していくことが懸念される。取扱量の減少は、市内の生産者等が中央卸売市場及び田主丸流通センター以外に出荷する量の増加が一因のことである。 こうした厳しい状況を踏まえ、市場内関係者で策定した「第3期市場活性化推進計画」を積極的に推進し早急に具体的な事業に取り組み取扱量の増加につなげることが必要である。特に、中央卸売市場は農業都市久留米の産地市場としての特長を生かし、魅力ある市場に改善を図ることを期待する。 また、施設の大規模改修には多大な経費を要することから、市場の歳入の推計を行い長期の財政計画を策定した上で、施設の長寿命化を含めた将来の在り方について検討されたい。	現在、中央卸売市場では、「第3期市場活性化推進計画」に基づき、福岡県第一位の農業産出額を誇る本市の優位性などを活かし、魅力ある市場として競争力を高め、市場取扱高が増加するよう、集荷・販売対策のための情報交換や、市場開放等による情報発信の強化などの取組みを行っているところです。 今後につきましては、これらの取組みを充実・発展させることで、「魅力ある農業都市・久留米」にあつて、安全で新鮮な食を安定的に提供し、地域経済に活力を与える市場を実現したいと考えております。 なお、施設の大規模改修には、多大な経費を要するとの認識のもと、現在、施設の長寿命化を踏まえた、長期の財政計画を策定しておりますので、今後、その内容を踏まえて、将来の在り方についても、検討して参りたいと考えております。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和 5 年度

部局名： 商工観光労働部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	財務監査	タクシーチケット管理事務	タクシー乗車券を職員以外の者に交付する際に必要な、「乗車する者の氏名の記入」がなされていないものが多数ある。	職員の確認不足により乗車する者の氏名を記入せず交付しておりました。ご指摘を踏まえ、乗車する者が職員以外の者の場合は、乗車券の氏名欄及び乗車券控の備考欄に、乗車する者の氏名を記入して交付することを周知徹底し適切な事務処理に努めております。
指摘事項	財務監査	郵便切手等管理事務	他の競輪施行者から提供を受けたPR用クオカードについて、クオカード管理簿（使用簿）の在庫記載枚数と、実在庫数に差異がある。	使用に関する管理簿の記載が漏れていたことにより差異が発生しておりました。ご指摘を踏まえ、クオカード受入・使用時の管理簿記載内容に見直しを加えると共に複数人での確認を改めて徹底し、適切な事務処理に努めております。
意見	事務監査		前年度、監査意見として、「さまざまな事業を実施しているものの、『中心市街地』に賑わいが生まれているようには見受けられない。賑わいがある地域は変遷し、物販についてはEコマースへの移行傾向が続いている。それらを前提とした、市全体の商業振興・活性化策を再構築していく必要があるのではないか。」との趣旨を公表した。 回答は、「『中心市街地』は本市経済の中心で全体活性化に重要なので、今後も、地域経済への波及効果が大きいイベントの支援や開催、民間が主体となった取組みへの継続的な支援など、社会情勢の変化に応じた支援のあり方を検討していきたい。」との趣旨であった。 令和5年度は、市が賑わい創出のためのイベントを実施又は助成する「まちなか賑わい創造事業などの様々な事業を実施している。イベント開催の効果としては、飲食店の売り上げ増は見られるものの、小売店の売り上げ増は確認できないとのことである。賑わいだけが目的ではないことから、商店街とより一層の連携を図り地域経済の活性化につながる事業となるよう取り組むことが必要ではないか。 また、当地域の「西鉄久留米駅前通り」のマンション用地としての需要が堅調で、福岡市への通勤圏として利便性が高いエリアでもあることから、令和4年度の税務署別の最高路線価で全国トップの伸び率となっている。今後は、商住混在地域としての発展も期待できることから、まちづくりの観点からの施策についても検討されたい。	令和6年度は、商店街エリアマップの電子化や、SNS等の活用により、中心市街地の情報を幅広く発信し、賑わいのあるまちづくりに取り組みます。 また、関係団体と連携し、地域経済の活性化にもつながるよう、中心市街地の回遊性を高める取組みについて検討したいと考えています。
意見	事務監査		市が出資し、補助金を交付している、「公益財団法人久留米地域地場産業振興センター」（以下「センター」という。）は、構成自治体の地場産品販売の場の創設など、地場産業の振興・育成等を目的に昭和58年に設立され、現在までに40年が経過し、施設の老朽化が進行している。その間、構成自治体の地場産品を販売する道の駅等の整備やEコマースの進展で、地場産品の販売チャンネルが多様化するなど、とりまく環境が大きく変化している。 現状を踏まえて、事業の見直しや収益性が高い施設への集約を図るなど、方向性を定めた上で、多大な経費を要する、施設の大規模改修について判断するなど、社会経済情勢の変化に対応したセンターの将来像について、出資者・補助金交付者として検討されたい。	老朽化している施設については、現在、大規模改修の必要見込額を算定するため、庁内の関連部局と連携し施設の長寿命化計画の策定を進めています。これとあわせて、センターの将来像については、構成自治体や関係機関等と協議していきたいと考えております。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和 5 年度
部局名： 都市建設部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	事務監査	文書管理事務	所管する規程において、令和 3 年度の監査で指摘をしたにもかかわらず、改正すべき組織名や条文の用語の修正等について、措置されていないものがある。	ご指摘を受け、速やかに是正を行いました。
指摘事項	財務監査	給油チケット管理事務	給油チケット（注油券）の使用者名の記入がないものの、使用者と交付者が同一人物になっているものがある。	ご指摘を受け、使用者名の記入がないものは使用者を確認し、是正しました。また、燃料給油チケット（ガソリン券）は管理職員が管理し、給油者と交付者が同一にならないよう、課内で周知徹底し、適正な事務処理に努めます。
指摘事項	財務監査	契約事務	業務委託契約書において、不可抗力により業務の出来形部分等に損害が生じた場合の市の負担について、十分な検討がなされないまま、民法の規定に比べて不利な内容としているものがある。	ご指摘を受け、当該契約の受注者と協議を行い、変更契約を締結しました。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務	補助金事務において、申請者が暴力団員等でない確認がなされていないものがある。	ご指摘を受け、過去全ての申請者の警察照会を行い、暴力団員ではないことを確認しました。また、業務フロー及びチェックリストを作成し、適正な事務処理に努めます。
項目指摘事項	財務監査	物品管理事務	備品台帳と現物が一致していないものがある。	ご指摘を受け、速やかに是正を行いました。
意見	事務監査		前年度、監査意見として、「AIオンデマンド交通システムを活用した、厳しい財政状況下でも持続可能な生活支援交通システムの再構築に向け、公共交通事業者等と連携して取り組まれることを望む。」との趣旨を公表した。 回答は、「AI活用デマンド交通システムの導入も選択肢として、新たな生活支援交通制度を構築していきたい。」との趣旨であったが、具体的な取組が見えない。 今後、さらなる高齢化が進行し、買い物や通院に自家用車を使用できない市民の数が増加することが見込まれる。加えて、市の施策として、運転に不安がある高齢者に免許返納を促していることを考えると、現在の生活支援交通実施地域に限定しない、AIオンデマンド生活支援交通システムの導入など、免許返納後も日常生活に困らない環境の整備は喫緊の課題である。早急に取り組まれない。	生活支援交通制度は、AI活用デマンド交通システムの導入も含め、再構築する時期であると認識しています。現在は、「よりみちバス」「コミュニティタクシー」の利用状況を分析するとともに、デマンド交通に関する勉強会に参加し、他自治体の事例を研究するなど、市内各地域の特性や求められるニーズ等を考慮した、地域に合った生活支援交通制度の再構築に向けて取り組んでいるところです。 一方で、議会では、生活支援交通・買物問題調査特別委員会で議論が行われているため、再構築は、議会の動向を注視しながら進めてまいります。
意見	事務監査		「建築基準法第 1 2 条に基づく定期報告」について、その令和 4 年度対象建築物の報告率は、建築物 68.1%、建築設備62.7%、防火設備57.0%にとどまっている。 この制度は、建築物・設備の損傷や腐食などの劣化状況の点検を実施し、その結果を本市等に定期的に報告することを、不特定多数が利用する共同住宅・飲食店・百貨店・マーケット・病院等の建物所有者に義務付けているものである。 目的は、火災・地震発生時の避難上の安全確保及び、建築物老朽化を原因とする外壁落下等の被害から市民を守ることである。定期報告がされていない建築物・設備については、損傷や腐食などの劣化状況の点検・整備が実施されておらず、想定される被害から市民を守ることができない可能性があるということである。その割合が、建築物で31.9%、建築設備で37.3%、防火設備で43%に及ぶ現状は、看過できるものではない。制度の趣旨の周知を徹底するとともに報告率を高める施策・市民の安全を確保する施策について、早急に実施されたい。	定期報告制度について市ホームページにて周知することに併せて、報告対象の建築物所有者に対し報告の案内、また未報告者に督促を行うなど、報告意識の向上に努めています。 令和 5 年度の報告率は全体で 6 5 %であり、同一建物用途である令和 2 年度比で 9 . 9 %上昇し、大きな改善効果がみられています。 今後もこの取り組みを継続していくとともに、建築時点での建築物所有者への周知啓発や、制度目的の認識を高める効果的な通知文書の作成にも取り組み、報告率の向上に努めてまいります。 なお、更なる報告率向上に向け、他行政庁の取組についても、調査、検討を行ってまいります。